

小樽税務署からのお知らせ！

所得税・消費税（個人事業者）及び贈与税の確定申告会場
は「**小樽市産業会館**（小樽市稲穂2丁目17番1号）」です。

設置期間 平成24年2月1日(水)～平成24年3月15日(木)（土曜・日曜・祝日を除く）
期間間際は混雑が予想されます。お早めに！

受付時間 午前9時00分～午後4時00分まで

会場 『小樽市産業会館 2階ホール』（小樽市稲穂2丁目17番1号）

（注1） 上記期間中は、小樽税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していません。

（注2） 「小樽市産業会館」には、駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

（注3） 所得税の還付申告は、1月から提出できます。

税務職員を装った不審な電話などにご注意ください！

最近、税務職員を装い、現金を持ち去るなどの事件が発生しています。

被害に遭わないためにご注意ください！

- ⇒ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則にしています。
- ⇒ 税務職員が税務調査を行う場合は、**質問検査章と身分証明書（顔写真ちよう付）**を携帯しています。
また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、**徴収職員証票と身分証明書（顔写真ちよう付）**を携帯しています。
必ず身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- ⇒ 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません（査察調査は除きます）。
- ⇒ 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には必ず領収証書を交付しています。

お問い合わせ先 小樽税務署 TEL0134-23-2171音声案内「2」番
(小樽市港町5番2号)

公的年金等を受給されているみなさまへ

平成23年分の確定申告から、**公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下**である場合には、「所得税の確定申告書」の提出は不要となりました。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

(注2) 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

ネットなら便利！

確定申告

税務署



所得税の確定申告書を国税庁ホームページ

「**確定申告書等作成コーナー**」で作成し、**e-Tax**を利用して申告すると、

最高4,000円の税額控除
(ただし、19年分から22年分の申告で1回のみ)

24時間申告受付
(平成24年1月16日(月)～2月15日(木))

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

※e-Taxを利用するには、事前に電子証明書やICカードリーダライタの取得、開封届出書の提出などが必要です。(開封届出書もe-Taxで提出できます。)

詳しくは

国税庁ホームページ
e-Tax ホームページ

www.nta.go.jp または
www.e-tax.nta.go.jp

操作に関するご質問は



e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

e-コクゼイ

☎ 0570-015901

(全国一律市内通話料金)

※ IP電話等をご利用の場合 ☎ 03-5638-5171(通常通話料金)